

## 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会 第21回ワーキンググループ会議 議事要旨

■ 日時及び場所平成26年7月29日(火)15:15~16:30 役場第1会議室

■ 出席者:宇藤安貴子委員(議事進行)、中村忠充委員、日沢一雄委員、宮村純吉委員、  
一ノ渡尚武委員、熊谷和広委員、中村康孝委員、新井田文雄、釜淵一知計9名  
田子町:中澤室長、中村洋康主事計2名

### ■ 案件

(1)ワーキンググループリーダーの選任について

(2)田子町美しい町づくり条例(案)についての意見聴取(感想など)

(3)その他

### ■ 討議内容

---

(1)ワーキンググループリーダーの選任について

- ・ 農業委員会の改選に伴い、宮村尚哉氏から工藤彰氏が委員となる。(平成26年8月1日より)
- ・ 自治会連合会からの推薦者は、来年3月31日まで委員を務める。
- ・ 前年は中村忠光委員がリーダーを務めたが、今年は宇藤安貴子委員がリーダーを務める。

(2)田子町美しい町づくり条例(案)についての意見聴取(感想など)

#### ☆事務局から説明

- ・ この条例には具体的な事例名等は含めない。(その事例に対しての条例に見られるため)
- ・ 第1条は相対的な目的を記載。
- ・ 9月の議会で承認を得られれば、解説付きの条例を全戸配布する予定。
- ・ 第2条は用語解説とし、「住民等」は町内に居住、滞在、町を通過する方を指し、飼い主は犬、猫を問わず「愛玩動物」を飼っている方を指す。
- ・ 第3条は住民等の責務、第4条は事業者の責務、第5条は土地所有者の責務を記載。
- ・ 事業者も廃棄物の不法投棄、放置、散乱には十分注意してもらい、土地の所有者は自分の土地の管理をしっかりしていただきたい。
- ・ 第6条は町の責務を掲げ、町としても普及、啓発を具体的に検討していきたい。
- ・ 第7条資源の循環的な利用等の推進を記載し、廃棄物の発生の抑制、再利用、再生を促す。
- ・ 第8条禁止事項を明記し、住民に法律で禁止されているということを周知する。
- ・ 第9条環境保全型農業の推進、第10条は持続可能な林業の推進、第11条は住民等の自発的な活動の推進を記載。
- ・ 第12条はごみ集積所の清潔の保持、第13条は喫煙の遵守事項を記載。
- ・ 喫煙者は吸殻等の問題、タバコ販売の小売業者も吸殻の散乱防止について啓発をしてもらうのが目的。
- ・ 第14条は愛玩動物飼育の遵守事項。

- ・ ここでは犬としか謳っていないが、犬以外の動物も含まれる。
- ・ 第15条は自動販売機の適正管理を明記し、容器等の回収容器を設置し散乱を防止する。
- ・ 第16条は環境美化の日について明記し、町が制定しどういった活動をしていくかは今後定めていく。
- ・ 第17条は環境美化推進員について明記。廃棄物現象等推進員を廃止し、環境美化推進員に置きかえ設置するものとする旨を説明。
- ・ 第18条に通報、第19条に立入捜査、第20条に指導を明記しているが、罰則規定はない。
- ・ 条例設置後3～4年経過してみて、罰則が必要になれば設置していく。

☆ 出席者からの意見

○新井田委員

- ・ この条例で喫煙について記載されているが、携帯吸殻入れがあればどこでもすっていいのか？ポイ捨てが気になる。  
⇒今後、細かいところも含めて検討していきたい。

○熊谷委員

- ・ 住民等の自発的な活動を記載しているが、なかなか自発的な活動というものが出来ない。早く浸透していくことを願っている。

○一ノ渡委員

- ・ 環境美化委員になるとお金は出るのか？廃棄物減量等推進委員はお金が出ているが・・・  
⇒今までどおりお金は出ます。本来はボランティアの精神だが、今までどおりとする。

○宮村委員

- ・ 占有のところで「もの」と「物」と出てきているがなぜか？同じものではないのか。  
⇒変換ミスかも知れない。担当と確認する。

○中村康孝委員

- ・ こういう条例を策定しても、そこにすんでいる住民の問題なので、住民たちがそれぞれしっかりとしたマナーやモラルを守ることが大切。

○釜淵委員

- ・ 川の上流の岸に大量の堆肥が積まれてあるが、この堆肥とかについてはどういった対処をするのか？条例での取り締まりの対象になるのか？  
⇒この条例では細かいことは規定していない。担当の産業振興課に連絡を入れ連携して対応していきたい。

○日沢委員

- ・ 川の上流の岸に大量の堆肥が積まれてあるのは、町の監視、指導がいきとどいていないからではないか？もっと町でも強化してもらいたい。
- ・ 条例では県境不法投棄といった個別名称を出していないが、県境不法投棄があつての条例制定だとわかる文言が含まれているので良い。

○中村忠光委員

- ・ 町の責務で、教育、学習及び啓発とあるが、もっと町で町民に働きかけてほしい。
- ・ この問題を学校教育にも取り入れてはどうか。

○宇藤委員

- ・ 条例が制定されたことで自分たちの身の回りを見直すいい機会になるのではないか。となり近所の問題も見てみぬふりをしてきたが…

・